

長崎県土地利用基本計画書

平成 30 年 3 月

長 崎 県

目 次

前文 土地利用基本計画策定の趣旨	— 1
1 県土利用の状況と基本的条件の変化	— 1
(1) 県土利用の状況	— 1
(2) 県土をめぐる基本的条件の変化	— 3
2 県土利用の基本方向	— 6
(1) 基本理念	— 6
(2) 県土利用の基本方針	— 6
(3) 地域類型別、利用区分別の土地利用の基本方向	— 9
(4) 土地利用の原則	—15
3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	—20
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	—20
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	—21
(3) 都市地域と自然公園地域が重複する地域	—21
(4) 都市地域と自然保全地域が重複する地域	—22
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	—22
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	—22
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	—22
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	—23
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	—23
4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	—24
<参考1>	
1 本計画の構成	—24
2 計画図	—24
<参考2>	
1 土地利用基本計画図地域区分別面積	—24

前文 土地利用基本計画策定の趣旨

本県の貴重で限られた県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、長崎県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制、土地利用に関するその他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するにあたっての基本となる計画である。即ち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として、行政機関相互の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

この基本計画については、国が定める国土利用計画を基本とすることから、平成27年8月14日に閣議決定された第五次国土利用計画(全国計画)との整合を図るため、変更するものである。

また、変更に際しては、県国土利用計画に定めていた内容との重複や相違点を解消するため、同計画を基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として一本化することとする。

1 県土利用の状況と基本的条件の変化

(1) 県土利用の状況

① 県土の概要

本県は、国土の最西端、九州本土の北西部に位置し、4,132k㎡の県土(国土の1.1%)に138万人(全国人口の1.1%)を擁している。(面積は平成27年10月1日現在の国土地理院調査結果。人口は平成27年10月1日現在の国勢調査結果)

また、離島、半島地域が県土の約7割を占め、それらを取りまく広大な海があり、沿岸は大小の岬と入江が交錯した変化に富んだ地形を形成している。

内陸部にあつては、県本土及び離島ともに平坦部に乏しく至るところに山地及び丘陵が起伏し、海拔1千メートルを超す山岳は、島原半島中央部に位置する雲仙山系の6岳(平成新山、普賢岳、国見岳、妙見岳、野岳、九千部岳)と県央部の佐賀県に接する多良岳山系の2岳(経ヶ岳、五家原岳)である。

平地は規模が小さく、わずかに諫早市、大村市の県央地域と東彼杵郡川棚

町及び波佐見町、福江島の中央部、壱岐島の東部にややまとまったものがあるに過ぎない。

県土の面積は、平成27年10月1日現在の国土地理院調査結果、4,132k㎡となっている。この県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの面積は、森林58.5%、農地11.9%、次いで宅地5.6%、道路4.5%、水面・河川・水路1.5%の順となっている。

表 県土利用の状況

区 分	平成16年 (k㎡)	平成27年		H27/H16比率 (%)
		(k㎡)	構成比 (%)	
農地	515	491	11.9	95.3
田	243	228	5.5	93.8
畑	272	264	6.4	97.1
森林	2,434	2,415	58.5	99.2
原野等	39	41	1.0	105.1
水面・河川・水路	59	60	1.5	101.7
道路	164	185	4.5	112.8
宅地	229	233	5.6	101.8
住宅地	147	169	4.1	115.0
工業用地	12	11	0.3	91.7
その他の宅地	70	53	1.3	75.7
その他	655	708	17.1	108.1
合 計	4,095	4,132	100.0	100.9

※1 平成16年は国土利用計画・長崎県計画（第4次）における基準年次、平成27年は直近の土地利用の現況

※2 原野等とは、原野、採草放牧地であり、平成24年から採草放牧地が含まれることとなった。

※3 その他の宅地とは、主に商業・サービス・業務などの施設用地である。

※4 その他とは、公共・公益施設用地、ゴルフ場などのレクリエーション施設用地等である。

② 土地利用の動向

ア 農地

農地（田・畑）については、農業従事者の減少や後継者不足などによる耕作放棄地の増加などから、平成27年の面積は491k㎡で、過去11年間で24k㎡の減少となっている。県土面積との対比では平成16年の12.6%から平成27年では11.9%へと減少した。

イ 森林

森林については、平成27年の面積は2,415k㎡で、これを国有林・民有林別にみると、国有林は240k㎡（森林面積に占める割合は9.9%）、民

有林は2,175 k m² (同 90.1%) で、県土面積との対比では、平成 16 年の 59.5%から平成 27 年では 58.5%へと減少した。

ウ 原野等

原野等については、平成 27 年の面積は 41 k m²となっており、過去 11 年間で 2 k m²増加した。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、災害発生の防止、安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備等に必要な用地の保全を図られているが、平成 27 年の面積は 60 k m²となっており、過去 11 年間で 2 k m²増加した。

オ 道路

道路については、平成 27 年の面積は 185 k m²で、過去 11 年間では 20 k m²増加となっている。県土面積との対比では平成 16 年の 4.0%から平成 27 年では 4.5%へと増加した。

これを道路別にみると、一般道路は全道路面積の 75.1%、農道は 18.4%、林道は 6.5%となっている。

カ 宅地

宅地については、人口減少により森林や農地の宅地化の鈍化や空き家は増加しているものの、平成 27 年の面積は 233 k m²となっており、過去 11 年間で 4 k m²増加した。

キ その他の用地

その他の用地は、公共・公益施設用地、ゴルフ場などのレクリエーション施設用地等であり、平成 27 年の面積は 708 k m²となっており、過去 11 年間で 53 k m²増加した。県土面積との対比では平成 16 年の 16.0%から平成 27 年では 17.1%へと増加した。

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

① 人口減少・高齢社会の急速な進展

我が国の総人口は平成 20 年にピークを迎えた後に減少を始め、今後少なくとも数十年にわたり人口減少が継続すると見込まれる。また、若年人口や

生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。

本県の人口は、昭和 35 年のピーク時に比べ平成 27 年の国勢調査では約 21%減少しており、特に離島は約 62%減少している。

人口動態の変化は、県土の利用にも大きな影響を与える。市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用効率の低下が懸念される。また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されている。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため担い手への農地集積・集約を進めていくことも課題である。

県土管理水準の低下や農地の荒廃などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。また、農山村を中心に所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたす恐れがある。

このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後ますます状況が悪化する恐れがある。このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通して県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。

また、人口減少、高齢化が進展していく中で、県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

② 自然環境の保全と活用の重要性

自然環境については、開発圧力の減少する機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、自然が持つ多様な機能を積極的に評価しながら持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点が重要である。

また、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることによって良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化等が懸念される。

特に、地球温暖化に伴う気候変動は、県土の自然環境に広く影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研

究を推進する必要がある。

③ 広域交通ネットワークの形成

産業や地域が輝く活力に満ちあふれた、たくましい長崎県を実現するためには、アジアに近い立地を活かし、魅力ある観光立県として観光振興をはじめとして、企業立地促進や物流の効率化、地域振興などを強く支援する必要がある。このため、県内外の主要都市間、県内の都市部と半島部の時間短縮や定時性の確保により、地域間の交流促進や連携強化を図る規格の高い道路（高規格幹線道路・地域高規格道路）の整備を重点的に進めている。

また、九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大、離島地域の活性化等につながる重要な交通基盤であり、鹿児島ルートとともに一体的に整備することで九州地域の一体的浮揚をもたらすことから、早期完成・開業を目指している。

今後、交流基盤の整備、交流人口の拡大や持続可能な観光地づくりなど官民一体となった戦略的な取組が必要である。

④ 安全・安心な県土利用の実現の重要性

本県は、台風の常襲地域であることに加え、平野が少ないため土砂災害リスクの高い斜面地にも人口と資産が広がっており、県土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災は、国土利用の根本的な課題を国民に強く認識させた。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。

さらには、近年頻発している火山災害により、我が国が世界有数の火山国であることの危険性と対策の必要性が改めて認識された。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用への転換が急務となっている。

安全・安心は、全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、県土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化しすみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた取組を進めていくことが必要である。

2 県土利用の基本方向

(1) 基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、また、生活や生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

このため、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や安全性の確保を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、歴史的及び文化的諸条件に配慮して、長期にわたって、健康で文化的な生活環境の確保と、県土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(2) 県土利用の基本方針

本計画は、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」、「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」、「多様な主体による県土の県民的経営」の5つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。

① 適切な県土管理を実現する県土利用

適切な県土管理を実現する県土利用については、都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、一定のコミュニティが保たれている地域においては、継続的な土地利用を図るなど、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域が連携することによって必要な機能を享受する取組を進める。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、空き家や空き地などに関して、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、防災、衛生、景観、地域活性化等の観点から、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

② 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育かれた伝統や文化等を生かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、本県への移住や「二地域居住」など他県から本県への人の流れの拡大を図る。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水環境を維持し、又は回復するための取組を進める。

その際、県土には多様な文化的背景を持つ景観特性が見られることを踏まえ、太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置や、開発行為に関しては関係自治体の景観計画との整合を十分に図る。また、希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。

③ 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ国土保全機能の向上など、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

④ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、全ての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、

県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見出すことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。

⑤ 多様な主体による県土の県民的経営

これらの取組は、国等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町など地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

特に、県土管理や安心・安全を実現する県土利用については、県民・NPO・行政等が連携・協働し、自助・互助・共助・公助が適切に組み合わせられた助け合いの仕組みづくりに努めるなど持続可能な地域コミュニティの形成を支援することが必要である。

このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理（県土の県民的経営）を進めていくことが、一層、重要となる。

（3）地域類型別、利用区分別の土地利用の基本方向

① 地域類型別の土地利用

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市部、農山漁村、自然維持地域及び離島部地域の県土利用の基本方向について、九州新幹線西九州ルートの開業効果を最大化するための取組や世界遺産登録効果を永続的にするための長崎の魅力ある景観とまちなみの形成を含め以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の

機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

都市部においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するよう誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図り、集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行なう。

また、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、より安全な地域に集約を図ることも重要である。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等や、豪雨等に対して浸水や土砂災害対策等が不十分な市街地等の安全性の向上を推進し、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進める等により、農山漁村にお

ける集落を維持し、良好な国土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、本県への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境が調和するよう地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

自然維持地域は、高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により適正に保全する。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

離島部地域については、長く変化に富んだ海岸景観や海洋性気候等特色ある自然環境の保全に配慮し、その一方で、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法等による離島の活性化を通して、それぞれの市町の中心となる地域における都市機能の整備や交通基盤整備をはじめとする生活関連施設の整備、各種産業の振興等、良好な生活環境の形成に配慮した土地利用を行うものとする。また、農林水産業の振興を図るため、優良農用地及び森林の確保を図るほか、その自然や歴史遺産を活用した自然公園等の施設整備など観光ネットワークの整備を進めるよう配慮するものとする。

② 利用区分別の土地利用

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

ア 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、県内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や森林の整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原始的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 原野等

原野等のうち、湿原・草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路

道路のうち、一般道路については、観光振興や企業立地促進、物流の効率化、地域振興などを支援するため、地域間の時間短縮や定時性の確保により、地域間の交流促進や、連携強化を図る。また、安全・安心な社会を支える道づくり、災害時に強い道づくりを行なうとともに適切な維持管理を行う。

なお、整備に当たっては、環境・景観に配慮し良好な沿道環境の保全、創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ 宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備計画的に進めながら、耐震・省エネ性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、

良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、引き続き、世帯数の減少が見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、必要な用地を確保する。

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にもなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にもなつて生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮するとともに、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえた上で、「大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月長崎県）」により、適切な立地誘導を行う。

キ その他の用地

公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗の再生利用やまちなか立地に配慮する。

低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。再生困難な荒廃農地については、それぞれ土地の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進する。

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への

多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に解放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟、サンゴ礁などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

(4) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適切に行われなければならない。

また、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生育・生息地、優れた自然の風景地など、自然環境の保全を維持すべき地域についても適正な保全を図るものとする。

なお、県や市町が景観計画区域として設定している地域についてはそれぞれの景観計画に基づき、地域に則した良好な景観形成を行うものとする。

特に、県内に所在する世界遺産の構成資産の保護及びそれを取り巻く緩衝地帯の景観の保全とその他の歴史的・文化的遺産、名所旧跡などの保全には十分配慮するものとする。

さらに、森林地域等における太陽光発電施設等の開発が蚕食状態で生じ、将来の無秩序な開発や土砂災害等が懸念される場合には、個別法担当部局間あるいは関係市町と協議を行い、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して、考えられる範囲の個別規制法の区域・地域の指定による措置を講じ、適正な土地利用の規制・誘導を図るものとする。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。近年の人口減少や高齢化の進行等の中で、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、そのうち特に拠点としての役割が期待される「まちなか」については、適正な密度を保ちながら都市機能の集積を進めるとともに、提供するサービスの質を高めてにぎわいを創出する、いわゆる「コンパクトシティ

の構築」を基本理念とした土地利用を図る。

また、災害に強い都市構造の形成を図るとともに、環境への負荷軽減対策等を実施し、美しくゆとりある環境形成を実現するため、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

- (ア) 市街化区域（都市計画法第7条第2項の規定による「市街化区域」をいう。以下同じ。）においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した都市基盤、交通体系の計画的な整備及び都市の緑化の推進等により快適でうるおいのある都市環境の形成を図るものとする。
- (イ) 市街化調整区域（都市計画法第7条第3項の規定による「市街化調整区域」をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き都市的な利用を避け、農地や緑地等の保全を図るものとする。
- (ウ) 非線引き都市計画区域（市街化区域と市街化調整区域との区分が定められていない都市計画区域をいう。以下同じ。）における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の規定による「用途地域」をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとする。

また、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ都市的な利用を認めるものとするが、必要に応じ前段の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定等を検討するものとする。
- (エ) 市街化区域及び非線引き都市計画区域における用途地域の中で、市街化されておらず優良な農地が地域に多く残っているような場合、市街化調整区域への編入や用途地域の区域を縮小し優良な農用地の区域として再編していくことも検討する。この際、用途地域の縮小に伴い土地利用規制の空白地域が生じないよう、また、優良な農用地の区域として整備していくため、農業振興地域に指定の上で農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による「農用地等として利用すべき土地の区域」をいう。以下同じ。）を定めていくことも検討するものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域における土地利用については、農用地が食料供給源として県民の最も基礎的な資源であるとともに、地域の農業経営の安定上あるいは自然環境保全上、重要な役割を果たしているものであり、必要な農用地の確保と整備を図ることを優先する必要があることから、現況、農用地は極力、その保全と有効利用を図るものとする。さらに、限られた農地の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地区域内の土地は計画的に確保、整備するものとする。

さらに、棚田や一面に広がる水田地帯、畑作物が織りなす丘陵地、果樹地帯などが醸し出す良好な農村景観を形成するために、景観農業振興地域整備計画の活用を検討するほか、優良な集団的農地内を通る幹線道路沿道においては、インフラへの影響を及ぼす施設の立地や良好な田園風景を阻害するような無秩序な開発を抑制していくことが必要である。

また、集団的な優良な農地を保全しつつ、幹線道路沿道における営農環境へ支障を及ぼすおそれのある農用地区域の除外は原則として行わないものとする。この場合、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。

- (ア) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることに鑑み、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を図るものとする。
- (イ) 農用地区域を除く農業地域内の農地については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その調整された計画に基づく土地利用については転用を認めるものとする。また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存在しない地域においては、優良農地（農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地または農業に対する公共投資の対象となった農地）の転用は原則として行わないものとする。
- (ウ) 農用地区域を含む農業地域内全般においては、原則として優良な営農環境等の保全を図っていくことを基本とするが、その一方で、地域の農業振興に寄与する施設（例えば地域農産物の加工・販売施

設等、農業維持のための雇用の創出に寄与する施設等）や地域産業の振興といった地域経済等の要請から必要と認められる施設については、その土地利用の変更（農用地区域の除外）を検討することができるものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水資源の涵養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通して県民生活に大きく寄与するほか、地球温暖化防止のための温室効果ガス吸収源として、これからの地球環境の保護に大きな役割を担っている。

そのため、これらの諸機能を総合的に発揮するような持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図り保全に努めるとともに、森林の海（漁場等）に対する役割にも配慮しつつ良好な森林の保全が図られるよう配慮するものとする。

(ア) 保安林（森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による「保安林」をいう。以下同じ。）については、土砂災害防止等県土保全、水資源の涵養、生活環境の保全、良好な景観の確保等、その諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに他の用途への転用は行わないものとする。

(イ) 保安林以外の森林地域については、多面的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力多用途への転用を避けるものとする。

特に、水源涵養の観点から保全すべき水源地域においては、保安林の指定を検討するほか、保安林に指定されていない地域森林計画対象民有林の場合には、開発許可にあたって必要に応じ条件を付すなどして適切な水の確保を図る。

また、貴重な動植物の保護の観点から特に重要な森林（環境省による自然環境基礎調査や都道府県のレッドデータブックで位置づけ

られたもの等)については、森林法の保安林、自然環境保全法の特別地区等の指定を検討する。これ以外の地域のものについては、開発許可にあたって必要に応じ条件を付すなどして貴重な動植物の保護に配慮する。

歩道沿線の森林が歩道から見て良好な景観を形成している場合、保健保安林の指定を検討する。また、文化財や歴史的町並みの周辺にある森林が一体となって良好な風致を形成し得ている場合、風致保安林等の指定を検討する。

なお、森林を他の用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の弊害が生じないように十分配慮するものとする。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、その利用を通じて県民の余暇活動、休養、観光等に資するものであることから、自然の保護と適正な利用を図るものとする。

- (ア) 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 1 項の規定による「特別保護地区」をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとし、その他の用途の利用は行わないものとする。
- (イ) 特別地域（自然公園法第 20 条第 1 項または第 73 条第 1 項の規定による「特別地域」をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることに鑑み、都市的利用、農業的利用等その他の用途のための開発行為は極力避けるものとする。
- (ウ) その他の自然公園地域においては、都市的利用、農業的利用等その他の利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたす恐れのある土地利用は極力避けるものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境

の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、広く県民が、その恵沢を享受するとともに将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

(ア) 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項の規定による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(イ) 特別地区を除く自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

カ その他特に検討を要する事項

県内に所在する世界遺産の構成資産や、その他の歴史的・文化的遺産、名所旧跡などを取り巻く緩衝地帯内の公共施設や、それらを結ぶ観光ルートとなる道路や港湾施設等については、各景観行政団体による景観重要公共施設への指定による景観法に基づく制度の活用を検討する。

3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち、2 地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即した、また、3 地域以上が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、2 県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとする。特に市街化調整区域であり農用地区域でもある地域においては、良好な農業・都市環境を保持するため、保全的土地利用を図り市街化を抑制することを原則とするが、既存集落の地域コミュニティの維持を目的とするものや、市街化区域では立地困難かつ市街化を促進するおそれがなく、また、農用

地区域の除外を伴う場合は、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないようなケースについて、土地利用の変更を検討することができるものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用と調整しながら、必要に応じて都市的な土地利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、都市的な土地利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるよう配慮するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、必要に応じ都市的な土地利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできるだけ維持するよう調整を図りながら、都市的な土地利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境の保全を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と自然保全地域の普通地区（自然環境保全法第 28 条第 1 項による「普通地区」。以下同じ。）が重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとするが、風致を維持する必要性が比較的少ない地域については、調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

○ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
(整理表)

五地域区分	五地域区分 細工分 細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域											
	市街化調整区域	×										
	その他	×	←									
農業地域	農用地区域	×	←	←								
	その他	×	①	①	×							
森林地域	保安林	×	←	←	×	←						
	その他	②	③	③	④	⑤	×					
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	×			
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	

〔凡例〕

- ☒ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ② 原則として都市的な土地利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める
(例：地域によっては、市街化地域に残存する森林については緑地としての森林の保全を優先する等)
- ③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める
- ⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る

4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮するものとする。

別表 該当なし

<参考1>

1 本計画の構成

本計画は、計画書と計画図により構成されている。

計画書は、県土利用に関する基本的事項の全体像を示すものであり、計画図は、県土利用のうち国土利用計画法第9条第2項に規定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の範囲を図面表示したものである。

2 計画図

計画図は、縮尺5万分の1の図面で作成したものである。

※ 国土交通省のホームページ（土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY））において、提供している。

<参考2>

1 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

(平成28年3月31日現在)

区 分		面積(k㎡)	割合
五 地 域	都市地域	107,411	26.0
	農業地域	246,351	59.6
	森林地域	260,286	63.0
	自然公園地域	74,091	17.9
	自然保全地域	768	0.2
計		688,907	166.7
白 地 地 域		6,545	1.6
合 計		695,452	168.3
県 土 面 積		413,209	100.0

注1 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図で計測したものである。

注2 県土面積は、平成27年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積。

(2) 五地域の重複状況別面積

区 分		H28.3.31	
		面積 (ha)	割合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	27,330	6.6
	(農)	76,503	18.5
	(森)	60,021	14.5
	(公)	3,571	0.9
	(保)	29	0.0
	計	167,454	40.5
重 複 地 域	(都)と(農)	26,788	6.5
	(都)と(森)	18,156	4.4
	(都)と(公)	1,463	0.4
	(都)と(保)	0	0.0
	(農)と(森)	96,585	23.4
	(農)と(公)	6,159	1.5
	(農)と(保)	65	0.0
	(森)と(公)	41,780	10.1
	(森)と(保)	550	0.1
	(都)(農)(森)	22,542	5.5
	(都)(農)(公)	1,916	0.5
	(都)(農)(保)	0	0.0
	(都)(森)(公)	4,890	1.2
	(都)(森)(保)	0	0.0
	(農)(森)(公)	11,369	2.8
	(農)(森)(保)	119	0.0
	(都)(農)(森)(公)	4,308	1.0
(都)(農)(森)(保)	5	0.0	
重複地域 合計		236,695	57.3
白 地 地 域		6,545	1.6
県 土 面 積		413,209	100.0

注) (都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、
(公)は自然公園地域、(保)は自然保全地域を示す。